

自立支援教育訓練給付金のご案内

ひとり親家庭のお母さん、お父さんが、就労に役立つ資格を取得するために講座を受講し修了した場合に、その受講料の一部を支給します。

対象者

- 20歳未満のこどもを扶養している母子家庭の母または父子家庭の父
(ただし、教育訓練期間中にこどもが20歳に達した場合は修了まで支給対象)
- 長崎市に住所がある方
- 長崎市母子・父子自立支援プログラム策定等事業実施要綱に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けていること
- 教育訓練を受けることが、適職に就くために必要である方
- 過去に、自立支援教育訓練給付金を受けたことがない方



対象講座

雇用保険制度の「一般教育訓練給付金」もしくは「特定一般教育訓練給付金」または「専門実践教育訓練給付金」の指定教育訓練講座（詳細は、厚生労働省ホームページをご参照ください）

支給額

(円未満切り捨て)

	一般教育訓練給付金指定講座 特定一般教育訓練給付金指定講座	専門実践教育訓練指定講座
雇用保険の教育訓練給付金の受給資格がない方	受講費用の60%の額 (上限：20万円) ※受講費用が2万円以下となる場合は支給対象外です。	受講費用の60%の額 (上限：修業年数×40万円 160万円を超える場合は160万円。ただし、准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合で200万円を超える場合は200万円) ※受講費用が2万円以下となる場合は支給対象外です。 訓練終了後、1年以内に関係資格を取得し、かつ就職等した場合は、受講費用の85%の額を支給(1年あたり上限60万円)
雇用保険の教育訓練給付金の受給資格者	上記の額から教育訓練給付金の額を差し引いた額	上記の額から教育訓練給付金の額を差し引いた額

※市の給付金は、講座修了後に支給します（詳細は裏面をご確認ください）。雇用保険の教育訓練給付金の受給資格がない方で専門実践教育訓練指定講座を受講される場合は、支給単位期間ごとの支給も可能です。

※雇用保険制度の教育訓練給付金を同時に受けられる方は、その金額を差し引いた額の支給となります。

〔受講費用について〕

◎受講費用に含まれるもの
入学料、受講料（受講に際して支払った受講費・授業料・教科書代・教材費）、左記にかかる消費税

◎受講費用に含まれないもの
検定試験の受験料、受講にあたって必須ではない補助教材費、補講費、各種行事参加費用、学債等将来受講者に対して還付が予定されている費用、通学交通費、パソコン等の器材、施設設備費等

受講前に事前相談・申請が必要です。必ず事前にご連絡ください。

手続きの流れ

受講開始前

受講開始前に、市の講座指定申請手続きが必要です。

予約の電話が
必要です☎

事前相談

- 生活収支状況、育児や就労の状況等について、詳しく面談します。
ご家族のことや、生活上の問題についてもお尋ねします。
- 相談は通常1時間程度です。
- 必要に応じて、家計や生活習慣などに関する助言をさせていただくことがあります。

講座の 指定申請

受講開始日の14日前までを目途に、必要書類をそろえて申請してください。
※必要書類については面談時にご案内します。
※通信制の場合は教育訓練施設の教材発送予定日を、通学制の場合は通学初日を受講開始日とします。

市

対象講座 指定

申請書類を審査後、講座指定の可否について、ご本人様宛に通知します。
※教育訓練経費の領収書は、給付金申請の際に必要となりますので保管しておいてください。
※講座実施者により、受講料の支払時期が異なりますが、市からの給付金の支給は講座修了後となりますので、ご了承ください。

講座開始

指定を受けた講座を受講してください。
※やむをえず、途中で受講中止される場合や、講座実施者の都合により受講できなくなった場合は、市の給付金は受けられません。速やかに市へお知らせください。
※講座修了後、改めて給付金交付申請手続きが必要です。

講座修了後

講座修了後、30日以内に給付金支給申請手続きが必要です。

給付金 支給申請

〔必要書類〕

- ①教育訓練修了を証するもの（講座実施者が証するもの、コピー可）
 - ②教育訓練経費が記載された領収書（講座実施者が証するもの、コピー可）
 - ③「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」（ハローワークにて発行のもの）
- ※③は雇用保険制度による教育訓練給付金を同時に受けられる方のみ。先に雇用保険制度の教育訓練給付金の支給申請を行い、支給額が確定した日から起算して30日以内に市へ申請してください。
※その他にもご準備いただく書類があります。別途ご案内します。

市

給付金 支給決定

申請書類を審査後、給付金支給の可否について、ご本人様宛に通知します。
※給付金の交付申請書及び添付書類にて、審査を行います。審査の結果、講座修了の確認ができない等の理由により給付金を支給できない場合もあります。

請求書 提出

請求書に必要事項を記入し、振込口座がわかるもの（預金通帳等）を添えて提出してください。

市

給付金 支給

給付金を指定の金融機関に振り込みます。
振込日のお知らせはいたしませんので、各自で入金確認をお願いします。
（1か月以上入金が確認できない場合は、市へご連絡ください）

【お問い合わせ先】 長崎市こども政策課
TEL：095-829-1270
〒850-8685 長崎市魚の町4-1